



## 2018人事委員会勧告（10/11） 月例給、一時金ともに5年連続の引き上げ！ 通勤手当・住居手当は勧告なし

### 【勧告のポイント】

- ①月例給：較差0.17%・609円（民間358,823円、職員358,214円）に基づく給料表改定  
若年層に重点配分（初任給1,500円）、中高年齢層は一律400円の改定
- ②一時金：較差0.09月（民間4.44月、職員4.35月）で  
0.10月引上げ（4.35月→4.45月 勤勉手当に配分）  
※再任用職員：0.05月引上げ（2.30月→2.35月 勤勉手当に配分）

※月例給・一時金とも4月遡及実施

- ③宿日直手当：200円引き上げ

### 【報告】（主要事項のみ）

- ① 住居手当：人事院の住居手当の必要な検討を踏まえ、動向を注視。
- ③ 両立支援の推進：両立支援制度を利用しやすい職場環境整備、職員への制度周知が必要。  
不妊治療と仕事の両立も重要課題であり、国や民間の動向を注視しながら、職場環境の醸成をはかる。休暇制度は、国や他県の動向を踏まえて引き続き検討。
- ④ 長時間労働の是正：働き方改革関連法の成立に伴う民間労働法制との均衡を踏まえ、
  - ・36協定職場：時間外労働の上限規制の対象に。勤務時間管理の徹底や適正化が必要。
  - ・協定職場外：国で超勤命令上限を設けるため、実情に即した方策の検討が必要。
  - ・労働安全衛生法の改正：タイムカード等の客観的な手法による勤務時間把握が義務付け。超過勤務時間の適切な把握方法も検討が必要。⇒長時間勤務が解消されない場合は、業務量等に応じた適切な人員体制の確保を。

岩手県人事委員会は10月11日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行いました。

5年連続のプラス改定勧告を引き出したものの、通勤手当・住居手当の自己負担解消は勧告に盛り込まれず、極めて残念な結果となりました。

高教組は地公共闘とともに、給与改定・差額支給の年内実施、諸手当・休暇制度の改善など、継続課題の改善に向けてとりくみます。

# 確定闘争に向けた課題は **ここ!!**

## ◎月例給・一時金の改定は確実な実施を、現給保障対象者の勤務意欲策も課題

5年連続のプラス改定となるが、10月24日召集予定の臨時国会における国の給与法の成立時期が不透明。総務省は「国に先行して給与改定しないよう」指導しており、国の動向次第では、年内改定・差額支給に暗雲が立ち込める。年内の確実な改定と差額支給を求めていく。さらに、現給保障対象者をはじめ高齢層職員が実感できる勤務意欲確保策の実現も課題。

## ◎「諸手当の改善」「休暇制度の拡充」は当局交渉で前進を！

ガソリン価格高騰、長距離通勤者の負担解消に対応した交通用具利用の通勤手当改善、住居手当の改善も重要となる。子育て支援等の休暇制度も、当局の積極姿勢を強く求めていく。

## ◎長時間労働是正策に向けた具体的な改善策を！

依然として長時間労働が是正されていない。県人事委員会の報告で一層の長時間労働是正策の実施（勤務時間管理の徹底と適正化。客観的な勤務時間把握の導入検討など）が言及されていることを踏まえ、長時間労働是正策、人員体制の確保等を求める。

## ◎メンタルヘルス・ハラスメント対策を！

精神疾患の長期休業者が減っていない状況にあることや、パワハラについては職場で問題となる事案が発生していることから、管理職はもちろん職員への一層の周知をはかるとともに、第三者による相談窓口の設置など職場の状況に応じた実効ある対策を指導するよう求める。

### ○ 確定闘争のスケジュール ○

**10月22日(月) 人事課長交渉**

**10月31日(水) 人事課長交渉**

**11月6日(火) 総務部長交渉**

地公共闘は、10月18日からは「知事あて大型ハガキ」のとりくみ、10月31日の人事課長交渉の際には「総決起集会・交渉支援県庁座り込み行動」を予定しています。詳細が決定しましたらお知らせします。